

関係者各位

令和6年9月吉日
一般社団法人 人事労務システム協議会
理事長 田邨 公伸

社会保険システム連絡協議会からの事業継承について

当協議会は、2024年9月30日付けで解散した社会保険システム連絡協議会の事業を同日に承継し、10月1日より正式に事業活動を開始することとなりました。

これまで任意団体である社会保険システム連絡協議会(略称:社シス協)が行ってきた各種活動および全権利義務については、全て一般社団法人 人事労務システム協議会(略称:HRSA)が引き継ぎ致します。

現在の社会保険システム連絡協議会の会員は、特段のお申し出がない限り、一般社団法人人事労務システム協議会への会員移行手続きを順次おこなわせて頂きます。一般社団法人人事労務システム協議会へ移行後も、団体としての社会的責務の重要性を十分に認識して、引き続き会員の皆様へのサービス向上に努めて参りますので、今後とも宜しくお願ひ申し上げます。

各省庁および団体の皆様におかれましては社会保険システム連絡協議会と変わらず人事労務システム協議会と協議を推進頂けますと幸いです。

これからもHR(ヒューマンリソース)系サービスベンダーが中心となり、政府と事業者の架け橋となるようなGtoBtoBモデルの支援を推進致します。

ご参考

1.法人化の理由、目的

「公益法人制度改革3法」が2006年に制定(2008年12月施行)されたことを契機に、従来の社団法人及び財団法人は、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人の Kategorii に区分されることになり、それぞれの法人に関する法律(①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、②公益社団法人及び公益財団法人に関する法律)が制定され、従来の社団法人又は財団法人は、行政庁の認定を受けて一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人に5年以内に移行する手続きをとることが義務化されました。

法律上「人格なき社団」に該当する当協議会は、この法律の適用を受けることはありませんが、民間の非営利部門の活動を促進するとの公益法人制度改革の趣旨に照らし、これを機に法人格の

取得について検討を重ねて参りました結果、当協議会の永続的な運営、事業基盤の強化、社会的信用度や認知度の向上、組織及びガバナンスの強化等の観点から、法人格を取得することが望ましいとの結論に至った次第です。

2.法人化の具体的内容

新法人の具体的な内容は以下の通りです。

- 1) 法人格 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に準拠する一般社団法人
- 2) 名称 一般社団法人人事労務システム協議会
英文 HR and Payroll System Association(略称:HRSA)
- 3)法人番号 3010405023245
- 4)設立 2024年5月9日
- 5)所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-6 赤坂グレースビル
(一般社団法人ソフトウェア協会内)
- 6)代表者 理事長 田邨 公伸
- 7)会員数 正会員 60 社、特別会員 2 名(2024年9月30日現在)※要調整
- 8)ホームページ <https://www.hrsa.or.jp/>
- 9)取引銀行 りそな銀行 赤坂支店

3.一般社団法人人事労務システム協議会の定款、入会および退会規程、等

- 定款
- 入会および退会規程
- 会費規程
- 入会申込書兼変更届
- プライバシーポリシー